



高年齢者支援課 高年齢者支援係から

募集

「介護者のためのおむつ講座」を開催します ～介護のコツを学ぼう～

日頃、介護をする中で、おむつに関する悩みはありませんか。専門家の話を聞いて、実際に体験をしてみ、介護のコツを学びましょう。お気軽にご参加ください。

【日時】

10月18日(水) 午後2時～午後3時

【場所】

宮之城ひまわり館
(いきいき学習室)



【内容】

- ・状態に合ったおむつの選び方
- ・正しいおむつの装着方法

<講師>

南州メディカル 福祉用具プランナー
安田卓生 氏

カミ商事 オムツフitter 石神恭子 氏

【対象者】

さつま町民の方 (定員 40名)

※定員に達し次第締め切ります。

【参加料】 無料

【申込方法・期限】

9月29日(金)までに、高年齢者支援係へ電話でお申し込みください。

<申込み・お問い合わせ先>

さつま町役場 高年齢者支援課 高年齢者支援係
電話：(0996)24-8934
窓口：本庁1階4番

企画政策課 地域振興係から

案内

路線バスの土曜運行が変わります ～薩摩川内市と本町を結ぶ路線バス～

薩摩川内市とさつま町を結ぶ路線バスの土曜日の運行便数が10月1日から減便となります。

【系統名】 川内営業所～中郷・五社～宮之城車庫 (鹿児島交通株式会社)

【変更内容】 土曜日の1日あたりの運行便数が、宮之城車庫発が3便減、川内営業所発が4便減となります。廃止便以外の運行時刻などの変更はありません。

<宮之城→東郷→上川内> 時刻表(土曜日)

●宮之城車庫発	7:00	9:00	12:44	14:50	16:04	17:04	18:30
運行の有無	○	○	○	廃止	○	廃止	廃止

<上川内→東郷→宮之城> 時刻表(土曜日)

●川内営業所発	6:09	7:02	9:32	12:32	14:32	17:32	18:32
運行の有無	廃止	○	廃止	○	廃止	○	廃止

※表中の○印は継続



<お問い合わせ先>

さつま町役場 企画政策課 地域振興係
電話：(0996)24-8917
窓口：本庁2階12番

総務課 デジタル推進係から

案内 ドコモオンライン窓口 出張ブースをさつま町で実証実験します

ドコモショップスタッフとオンライン通話で携帯電話に関する相談などができます。予約不要です。ドコモの方もそうでない方もお気軽にお越しください。

【設置期間】

○期日 8月30日～令和6年1月31日
月～金曜日（土日祝及び第3水曜日は定休）

○時間 午前10時～午後5時

- ・正午～午後1時は除く
- ・受付は午後4時まで



【設置場所】

役場本庁1階 町民ホール

ドコモの出張ブース OPEN!

＜お問い合わせ先＞
さつま町役場 総務課 デジタル推進係
電話:(0996)24-8914
窓口:本庁別館2階

総務課 行政係から

相談 無料法律・登記・税務相談会を開催します

県司法書士会と県土地家屋調査士会、南九州税理士会鹿児島県連合会では、10月1日の「法の日」にちなんだ記念事業として、次のとおり相談会を開催します。

【日時】

10月1日(日) 午前10時～午後4時

【場所】

宮之城鉄道記念館

【相談内容】

土地建物の登記、土地の地積・分筆・測量・境界、会社の登記、税金、遺言、成年後見手続、裁判手続、消費者金融問題 など

＜お問い合わせ先＞
鹿児島県司法書士会
電話:099-256-0335

保健福祉課 保険係から

案内 「マイナ受付」ができる医療機関では限度額認定証等の提示が不要です

これまで医療機関・薬局では医療費の支払が高額になる場合に、所得に応じた限度額までの支払いにするためには「限度額認定証」などの提示が必要でしたが、「マイナ受付」ができる医療機関・薬局では、マイナンバーカードまたは健康保険証のみを提示し、ご本人の情報提供に同意することで、「限度額認定証」などを提示する必要がなくなります。

【マイナ受付とは?】

- ・医療機関等において、オンラインで保険資格の確認などを行うしくみです。
- ・健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードはもちろん、通常の健康保険証でもこのしくみを利用することができます。

【どこの医療機関が対応しているの?】

- ・「マイナ受付」に対応している医療機関(厚生労働省のホームページで公表されています。)

- ・対応している医療機関には「マイナ受付」のステッカーやポスターが掲示されています。



【医療機関での手続きは?】

マイナンバーカードまたは健康保険証を提示し、ご本人の情報提供に同意することで、窓口での限度額認定証などの提示が不要になります。

【ご利用にあたっての注意事項】

- ・「マイナ受付」を導入していない医療機関等では利用できません。
- ・直近12か月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方が、入院時の食事療養費などの減額をさらに受ける場合は、別途申請手続が必要です。
- ・国民健康保険税に滞納がある場合は医療機関等での認定区分が確認できません。

＜お問い合わせ先＞
さつま町役場 保健福祉課 保険係
電話:(0996)24-8932
窓口:本庁1階6-②番

高齢者支援課 高齢者支援係から

案内 敬老商品券を贈呈します ～町内の商店などで使用できます～

9月は多年にわたり社会に貢献されてきた高齢者のご長寿をお祝いする敬老月間です。町では、長寿を祝福し、敬老の意を表すため、80歳と90歳の方へ敬老商品券を贈呈しています。

【対象者】

令和5年9月1日時点で、1年以上本町に居住している次の方

- ・80歳（昭和17年9月2日～昭和18年9月1日生）
- ・90歳（昭和7年9月2日～昭和8年9月1日生）

【商品券の額】

- ・80歳 5千円
- ・90歳 1万円

↓ 1枚 500円券



【商品券の使用について】

- ・500円券でおつりは出ません。
- ・町内の商店などで使用できます。
- ・使用期限は令和6年2月末日までです。

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 高齢者支援課 高齢者支援係
電話：(0996)24-8934
窓口：本庁1階4番

警防課 危険物係から

案内 令和5年度第2回「危険物取扱者」試験が実施されます

【内容】

- ・甲種危険物取扱者試験
- ・乙種危険物取扱者試験(第1類～第6類)
- ・丙種危険物取扱者試験

【試験日】

11月18日(土) 午前10時試験開始

【申込受付期間】

- 電子申請 10月2日(月)～10日(火)
- 書面申請 10月5日(木)～13日(金)

【その他】

- ・試験会場や申請方法など、詳しくは消防署で配布する試験案内または消防試験研究センターのホームページをご確認ください。
- ・試験対策用テキストを消防署で購入することができます。(税込1,980円)

＜お問い合わせ先＞

さつま町消防本部 警防課 危険物係
電話：(0996)52-0119

企画政策課 広報文書係から

案内 国の「統計調査」実施のお知らせ ～住宅・土地統計調査が実施されます～

この調査は、住宅の状況、住宅以外で人が居住する建物の実態、土地の保有状況、居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

※この調査は、昭和23年以来5年ごとに実施され、今回16回目となります。

【調査の対象】

全国で無作為に選ばれる約340万世帯
(※本町では、33地区、約550世帯)

【調査対象となったら】

調査対象となった地区の世帯については、県から委託を受けた調査員が

- 9月上旬から中旬にかけて調査区内の確認
- 9月下旬から10月上旬にかけて調査区内で対象となった世帯に、調査票の配布・回収などにお伺いしますので調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 企画政策課 広報文書係
電話：(0996)24-8919
窓口：本庁2階12番

案内

ひとりで悩まないで ～ 9月10日から16日は 自殺予防週間です ～

昨今、新型コロナウイルス流行の影響もあり、日々の生活に不安を感じる方も多いのではないかとわれています。ひとりで悩みを抱え込まずに、まずはご家族やご友人、職場の同僚など、身近な人に相談してみてください。また、電話相談窓口などもあります。

周りの人が悩んでいることに気付いたら、一歩、勇気を出して声をかけてみることも大切です。

【電話相談窓口】

①こころの健康相談統一ダイヤル

☎ 0570-064-556
(平日、9時～12時、
13時～16時30分)

②よりそいホットライン

☎ 0120-279-338
(年間24時間対応)

③チャイルドライン(18歳以下)

☎ 0120-99-7777
(お盆、年末年始を除く
16時～21時)

【ホームページ】

●「まもろうよ こころ」で検索

↓QRコード



●「子供(子ども)のSOSの相談窓口」で検索

↓QRコード



一人で悩んでいませんか？

あなたの声を聴かせてください。

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 保健福祉課 健康増進係
電話：(0996)24-8933
窓口：本庁1階6-①番

案内

マイナポイントの申込みは9月末で終了します！

マイナポイントの申込みは9月末までです。(既に申込みを終了した決済サービスもあります。)役場本庁と両支所で申請のサポートを行っているほか、自宅でもスマートフォンから申請できます。

【ポイントの対象】

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象です。

①マイナンバーカードの新規取得…最大5,000円分

※マイナポイント申請後に決済サービスでチャージや買い物をすることでもらえます。

※9月末までにチャージや買い物をした分がポイントの対象です。

②健康保険証としての登録…7,500円分

③公金受取口座の登録…7,500円分

【申請に必要なもの】

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの暗証番号(数字4桁)
- ・決済サービス
- ・通帳かキャッシュカード
(公金受取口座を登録する場合)

【決済サービスとは】

ナナコカード、PayPay、d払い、auPAYなど現金を使わない支払い方法のこと。

※ポイントは選んだ決済サービスのポイントとしてもらえます。

※役場で代理申請する場合は、代理人の身分証明書も必要です。

決済サービス一覧
QRコード ⇒



＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 企画政策課 企画政策係
電話：(0996)24-8916
窓口：本庁2階12番



耕地林業課 林業振興係から

売却 町有林の立木を売却します ～ 一般競争入札による ～

町では、次の町有林の立木を一般競争入札により売却します。

物件番号	場所	名称	面積	樹種
1	永野	新道町有林	5.26 ha	スギ・ヒノキ

【参加資格】

町内に住所を有し、申請時まで満18歳以上の個人または、町内に本店若しくは支店または営業所を有する法人で、素材生産者、木材製造業者または木材卸売業を営む者

【申込期限】

9月25日(月)
※窓口：午前8時30分～午後5時15分
(平日のみ)

【現場説明会】

①日時 9月14日(木) 午前8時30分
②集合場所 役場本庁 駐車場(別館側)

【入札日時】

①日時 9月28日(木) 午前10時40分
②場所 役場本庁 別館3階大会議室
③入札保証金 入札金額の5%以上を納付

【その他】

入札案内書、参加申込書は本庁耕地林業課林業振興係に準備してあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

<申込み・お問い合わせ先>

さつま町役場 耕地林業課 林業振興係
電話：(0996)24-8949
窓口：本庁別館1階

社会教育課 スポーツ振興係から

募集 オクトーバー・ラン&ウォーク2023参加者募集！

オクトーバー・ラン&ウォーク2023は、10月の1か月間、参加者の「ウォーキング」の累計歩数、「ランニング」の累計走行距離をスマートフォンアプリで集計し、ランキングが毎日更新される全国自治体参加型のオンラインイベントです。

【期間】

10月1日(日)～31日(火)
※途中参加も可能です。



【種目】

ランニングの部、ウォーキングの部

【参加方法】

・ウォーキングの部は「スポーツタウンウォーカー」
・ランニングの部は「TATTA」のアプリのダウンロードが必要です。

【参加費用】 無料

【参加特典】

10月の1か月の総歩数・総走行距離に応じて抽選プレゼントに応募できます。

※詳しい参加方法・参加特典については、オクトーバー・ラン&ウォーク2023のホームページをご覧ください。

QRコード ⇒



<お問い合わせ先>

さつま町教育委員会
社会教育課 スポーツ振興係
電話：(0996)26-1843
窓口：本庁3階16番

募集 「製造業への就職支援セミナー」を開催します ～参加者募集～

さつま町、薩摩川内市、阿久根市で構成される薩摩国雇用創造協議会で「製造業への就職支援セミナー」を開催します。実際にものづくりの現場で働く人の声を聞ける機会に参加してみませんか。

【開催日時】

<第1・2部>

9月19日(火) 午前9時～午後4時
製造業の基礎知識・製造現場の現状・生産管理

<第3・4部>

9月20日(水) 午前9時～午後4時
品質管理・安全管理

※オンライン配信受講可能

【場 所】 川内技術開発センター
(薩摩川内市青山町 4597 番地)

【定 員】 20 人

【申込期限】 9月15日(金) 午後5時まで

【申込方法】

①町ホームページの受講申込書をダウンロードし、薩摩国雇用創造協議会へファックス

②右のQRコードを読み取り、専用フォームより申込み⇒



<申込み・お問い合わせ先>

●薩摩国雇用創造協議会
電話:(0996)23-5232
ファックス:(0996)23-5233

●さつま町役場 ふるさと振興課 企業誘致係
電話:(0996)26-1823
窓口:本庁2階8番

案内 「鳥獣被害防止運動期間」です (9月1日～10月31日)

県では、鳥獣被害防止対策の基本である「集落ぐるみで鳥獣を寄せ付けない」取組の実践を推進するため9月～10月を「鳥獣被害防止運動」の強化期間と定め、被害防止対策の強化を図っています。

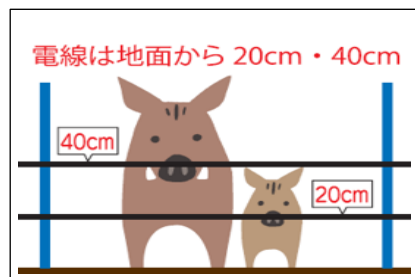
～主役は、地域の住民です～

◆集落内のすみかや隠れ場、えさ場をなくす。

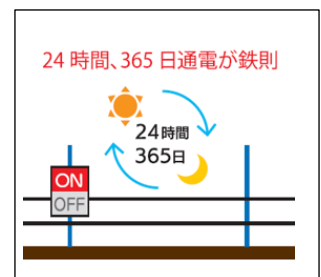
- ・耕作放棄地、茂み、ヤブ等の解消
- ・山際の見通しを良くし、出て来にくく、隠れにくい環境をつくる
- ・放任果樹の伐採や落下果樹の除去

◆自分たちで守る。

「これまでは出てこなかったのに…」は、これまでの話です。電気柵などの設置により、自分たちで守りましょう。捕獲のみでは鳥獣被害は解消されません。捕獲しても防護をしない限り別の個体から被害を受けるからです。



▲電気柵の電線は地面から20cmと40cmの高さに設置しましょう。



▲夜間だけではなく24時間365日、通電しましょう。

<お問い合わせ先>

さつま町役場 農政課 農業政策係
電話:(0996)24-8942
窓口:本庁別館1階